

事業所降灰指定置場申請に関するQ & A

質 問	回 答
申請対象について	
1	<p>対象とならない事業所は</p> <p>対象とならないのは以下の通り ①固定資産税が非課税となっている公共施設（国、県、市が所有する庁舎、施設、公園、公立学校、外郭団体、独立行政法人等） ②山林、農地、運動施設</p>
2	<p>要件を満たさないため、申請できない場合は、どうすればよいのか</p> <p>・要件を満たしていなければ、隣接する事業所との共同申請か、既存の降灰指定置場を利用して頂くこととなります。降灰指定置場を使用する場合は、町内会長へ連絡をお願いします。 ・共同申請ができません、また既存の降灰指定置場も使用できない場合はご相談ください。</p>
3	<p>市内に事業所が複数あるが、申請書はそれぞれ必要か。（グループ企業、チェーン店など）</p> <p>・申請書に基づいて現地調査に行きますので、申請書は箇所数ごとに作成してください。 ・担当者欄は同じ方のお名前でも構いませんが、現地調査の際に、立会いをお願いする場合がありますので、できるだけ現地建物に勤務されている方をご記入ください。</p>
4	<p>1事業所で複数の敷地を所有しているが、その敷地ごとの申請が可能か</p> <p>・要件をそれぞれ満たしていれば、敷地ごとの申請は可能です。ただし、敷地ごとの申請書が必要となります。 ・近くであれば、1事業所につき1か所の申請をお願いします。</p>
敷地面積について	
1	<p>敷地面積とは建物部分のある面積も含めるのか。</p> <p>建物部分の面積も含めます。</p>
2	<p>事業所の敷地面積が分からないが、申請してよいのか。</p> <p>・固定資産税の納税通知に同封されている『土地・家屋課税明細書』などでご確認ください。 ・『土地・家屋課税明細書』などで確認できない場合は、敷地の幅・奥行を概算で記入して頂き、敷地面積が概ね1,000㎡以上であれば申請できます。</p>
3	<p>申請にあたって敷地面積について、証明書類を添付する必要があるか。</p> <p>必要ありません。</p>
4	<p>敷地面積が1,000㎡未満ですが、申請はできないのか</p> <p>・要件を満たしていなければ、隣接する事業所との共同申請か、既存の降灰指定置場を利用して頂くこととなります。降灰指定置場を使用する場合は、町内会長へ連絡をお願いします。 ・共同申請ができません、また既存の降灰指定置場も使用できない場合はご相談ください。</p>

事業所降灰指定置場申請に関するQ & A

質 問	回 答
申請内容について	
1	申請者は法人代表者名でなければならないか 法人代表者でも、店長でも構いませんが、申請に係る事業所（営業所、支店）の責任のある方をお願いします。
2	市内の者でなければ申請できないのか 申請に係る敷地が本市内に所在しているのであれば、申請者の住所が市外であっても申請可能です。
3	担当者欄とは、どういった者を記入すればよいか <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容に関し、連絡・調整の窓口となる方をお願いします。 ・現地調査の際に、立会いをお願いする場合がありますので、できるだけ現地建物に勤務されている方をお願いします。
4	地図は手書きしなければならないのか <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状、広さ、位置が確認できれば、データの貼り付けや市販の地図等の貼り付けでも構いません。 ・例えば、市ホームページの「かごしまマップ」（市HPの右側のバナーからアクセス）を出力して貼り付けるなどしてください。
5	土地所有者の了解は書面が必要ですか 必要ありません。
6	土地所有者と連絡がとれない。了解が得られない。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者と土地所有者が違う場合は、トラブルを防ぐため土地所有者の了解を必ず得てください。
7	降灰指定置場の申請位置は、敷地内であればどこでもいいのか 降灰収集車（2 tトラック）が安全に進入・停車できるスペースがある場所、および人の往来の支障にならない場所を申請してください。現地調査により変更をお願いする場合があります。

事業所降灰指定置場申請に関するQ & A

質 問	回 答
共同申請について	
1	<p>共同申請とは</p> <p>隣接する敷地にある複数の事業所が、降灰指定置場を共有することを目的として、共同で設置申請をすること。 ※「隣接」とは敷地同士が、公道で分断されることなく接していること。 ※隣接する敷地との合計が概ね1,000㎡以上であること。 ※降灰指定置場を設置する敷地に、降灰収集車（2 tトラック）が安全に進入・停車できるスペースがあること。</p>
2	<p>共同申請の場合の申請者・担当者誰になるか</p> <p>実際に降灰指定置場を設置する敷地の事業者になります</p>
3	<p>共同申請は、離れた敷地は対象とならないのか</p> <p>・共同申請は、隣接する土地（公道で分断されることなく接している接している土地）が対象になります。 ・離れている土地は、要件を満たせば、それぞれ敷地ごとに申請できます。その際は、近くであれば、1事業所につき1か所の申請をお願いします。</p>
現地調査について	
1	<p>現地調査に申請者が必ず立ち会う必要があるのですか</p> <p>・事前に調査日について連絡しますので、原則、立会いをお願いします。その際は、できるだけ申請者か担当者に立会いをお願いします。 ・立会いの依頼は担当者にご連絡いたしますので、申請者か担当者が立ち会うことができない場合は、別途代理の方をご指定ください。</p>